

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年10月9日

秋田県立秋田高等学校長 庫山 徹

1 入札に付する事項

(1) 委託名

秋田県立秋田高等学校 松くい虫被害木伐採処理等業務委託

(2) 委託場所

秋田県秋田市手形字中台1番地 秋田県立秋田高等学校

(3) 委託期間

契約日から令和7年12月26日まで

(4) 委託概要

秋田県立秋田高等学校の松くい虫被害木（16本）の伐採及び処分

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 入札の日において、秋田県建設業者等級格付名簿に造園の工種で登載されている者で、主たる営業所の所在地が秋田管内（秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡）であること。
- (6) 秋田県内に本店を有していること。
- (7) 本委託を遂行するための有資格者を雇用していること。

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）
- エ 入札参加資格で定められた配置予定者の資格証の写し及び雇用関係を確認でき

る書類等の写し

② 提出期間

公告日から令和7年10月23日（木）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出時間

午前8時30分から午後4時30分まで。ただし、最終日10月23日（木）は正午まで。

④ 提出場所

秋田県立秋田高等学校 事務室

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

秋田県立秋田高等学校公式ホームページに公告日より掲載し配布するものとする。

（2） 入札参加資格の確認は、開札後に原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下、「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

（3） 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第3号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧及びその写しの配布

本委託に係る仕様書、施設配置図、契約書（案）、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）については、公告日から令和7年10月23日（木）までの期間、秋田県立秋田高等学校公式ホームページに掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

（1） 設計図書等に対する質問は、令和7年10月17日（金）までに秋田県立秋田高等学校長に書面により行わなければならない。

（2） 上記質問に対する回答は、令和7年10月21日（火）までに秋田県立秋田高等学校ホームページに掲載する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条及び第178条の規定による。

8 入札書等の提出等

（1） 提出方法

入札参加者は、開札予定日時に開札場所に入札書を持参し提出するとともに、開

札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和7年10月27日(月)午前10時

(3) 開札場所

秋田県立秋田高等学校 校史資料館資料展示室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
- ③ 入札参加者は各者1名までとする。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札者とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。

- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則、秋田県財務規則等の定めるところによる。

12 問い合わせ先

秋田県立秋田高等学校 事務室

秋田市手形字中台1番地

電話番号 018-832-7200

FAX番号 018-832-2969